

第6回 天神川流域治水協議会

議事録

(日 時) 日時：令和4年2月16日(水) 11:15~12:00

(会 場) Web会議 (Webex)

(議事内容)

- (1) 開会挨拶
- (2) 天神川水系流域治水プロジェクトの更新について
- (3) 対策メニューの取組状況について
- (4) 天神川水系天神川水害リスクマップ
- (5) その他情報提供

会議要旨

- ・天神川流域治水協議会規約の変更について報告を行った。
- ・令和3年3月に策定済みの天神川水系流域治水プロジェクトについて、流域治水の一層の推進のため、プロジェクト内容の更新について審議を行った。
- ・浸水被害の防止・軽減を図ることを目的に、各機関の対策メニューの取組状況や、水害リスクマップに関する情報提供、整備効果及び進捗状況の「見える化」等の情報提供を行った。
- ・関係機関から情報提供を行った。

(1) 開会挨拶

【倉吉河川国道事務所 事務所長】

天神川流域治水協議会は、近年の気候変動・水害の激甚化に対し、あらゆる関係機関が協同して流域治水の計画を推進するために令和2年の7月に発足した。協議会の設立以降、氾濫を出来るだけ防ぐ、被害軽減のための方策等をワーキンググループの場で協議し、昨年3月にプロジェクトとして公表したところである。

減災対策協議会での報告にもあったように、去年の7月、8月の記録的な大雨を顧みると中部地域でかなりの災害があったことがわかる。国交省が管理する河川堤防が決壊することはなかったが、もし、もっと長く強く雨が降っていたらと考えるとやはり流域治水プロジェクトの各取組が重要であると感じている。

このような中で、今年度、流域治水協議会では、水害リスク情報の充実、治水対策の進捗状況の見える化、自然環境への配慮についてワーキンググループで協議をしてき

た。一級河川では 2 月末までに流域治水協議会を開催し、グリーンインフラの取組の追加、流域治水の見える化の 2 点について更新することとなっている。

これらについて本日の協議会で説明する。

規約の変更について【事務局より】

事務局より天神川流域治水協議会規約の変更について報告を行った。

(変更の内容)

オブザーバーである農林水産省中国四国農政局の担当者変更

地方参事官(特命・事業計画) → 農村振興部 洪水調節機能強化対策官

(2) 天神川水系流域治水プロジェクトの更新について

事務局より天神川水系流域治水プロジェクトの更新と公表について審議し承認を受けた。

(更新の内容)

令和 3 年 10 月に「多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める」グリーンインフラに関する内容を追加し、その後の関係機関への意見照会において、一部の項目について倉吉市が実施するとして追加している。

(3) 対策メニューの取組状況について

倉吉河川国道事務所より対策メニューについて令和 3 年度の取組状況を説明した。

「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」として、米積・下福田地区のオヶ崎堰の改築、牧地区の築堤、河道内の樹木伐採等のハード対策、「被害の軽減早期復旧・復興のための対策」として、小学校でのマイ・タイムライン説明会、多機関連携型タイムラインの活用等のソフト対策を実施した。

事務局より、事業の整備効果、指標に基づく実施状況の見える化については令和 4 年 3 月に公表予定である旨の情報提供を行った。

また、倉吉市より古川沢排水ポンプ場整備について説明した。

古川沢地区は水田や住宅地などの浸水被害が多く発生している地区である。古川沢地区にある古川沢排水路は JR や県道の背後を通るため流下能力が制限される。そのため、北条幹線用水路に水を移し替えるポンプ場を整備した。令和 3 年 7 月出水時にも稼働し、地元より評価いただいた。

(4) 天神川水系天神川水害リスクマップ

倉吉河川国道事務所から水害リスクマップの作成について情報提供を行った。

これまで倉吉河川国道事務所においては、想定最大規模および計画規模の洪水による洪水浸水想定区域図を作成し、各市町においては、これを基にハザードマップを作成し、水災害リスクの周知を行ってきた。今後は、想定最大規模に加えて、より頻度の高い降雨による浸水範囲を示した「水害リスクマップ」を新たに整備し、水害リスク情報の充実を図ることとしたい。この度は情報提供までであり、水害リスクマップの作成については、今後、鳥取県、市町へは個別に説明する。その上で、これを流域治水プロジェクトの「事業効果・進捗の見える化」の資料とするため、協議会の承認（書面開催の予定）を得た上で、令和4年3月に公表とすることとしたい。

【主な意見・質問等】

●鳥取県 県土整備部

- ・水害リスクマップについては、色々影響が大きいものとする。個別に説明していただけないということで非常にありがたい。公表が年度末ということだが、丁寧に説明をしていただき、皆様が理解したうえで、公表となるのがよい。

(5) その他情報提供

事務局から、「流域治水対策等の主な支援事業」について情報提供を行った。

中国四国農政局から、令和4年度の拡充内容も含めた「流域治水対策の推進に係る主な支援事業」について情報提供を行った。水田活用、ため池活用、用排水施設等の活用、農業用ダムの活用、農地保全の5つのカテゴリーに対応する支援事業とその概要が整理されている。

以上